

議案第 5 3 号

向日市水道事業給水管理条例等の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例等の一部を改正する条例

(向日市水道事業給水管理条例の一部改正)

第1条 向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた」に改める。

第28条中「100分の105を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改め、同条後段を削る。

(向日市水道新規給水加入金条例の一部改正)

第2条 向日市水道新規給水加入金条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の105を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する額を加えた」に改める。

(向日市公共下水道使用料条例の一部改正)

第3条 向日市公共下水道使用料条例(昭和54年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の105を乗じて得た」を「消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する額を加えた」に改め、同条後段を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市水道事業給水管理条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項に規定する工事費は、それぞれ算出された額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた額とする。</p> <p>5 略</p> <p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた 額とする。</p> <hr/> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(工事費の算出方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項に規定する工事費は、それぞれ算出された額に <u>100分の105</u> を乗じて得た 額とする。</p> <p>5 略</p> <p>(1月の料金の額)</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

向日市水道新規給水加入金条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(加入金の額)</p> <p>第3条 加入金の額は、次に掲げる額に<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(加入金の額)</p> <p>第3条 加入金の額は、次に掲げる額に<u>100分の105を乗じて得た</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

向日市公共下水道使用料条例の一部改正（第3条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額<u>に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額とする。</u></p> <hr/> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第6条 使用料の額は、次の各号に掲げる汚水の区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額<u>に100分の105を乗じて得た</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>額とする。<u>この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>